

令和 5 年度神奈川県労働審議会 次第

日時 令和 6 年 3 月 26 日（火）10:00～
場所 （Web 会議）

1 開会

2 議事

(1) 最近の経済動向及び雇用情勢について

(2) 神奈川県の主な労働施策について

3 閉会

(資料)

資料 1	最近の経済動向及び雇用情勢	3
資料 2	神奈川県の主な労働施策の概要	11
資料 3	若年者、中高年齢者、女性への就業支援の取組	13
資料 4	障がい者雇用促進の取組	19
資料 5	労働相談の取組	23
資料 6	産業人材の育成の取組	27
資料 7	労働力不足への支援の取組	31
参考資料 1	神奈川県労働審議会規則	37
参考資料 2	神奈川県労働審議会委員名簿	39

最近の経済動向及び雇用情勢

1	概況	4
	(1) 全国	4
	(2) 県内	4
2	経済動向	5
	(1) 県内総生産の推移	5
	(2) 日本経済の見通し	5
	(3) 神奈川経済の見通し	5
3	景気動向	5
	(1) 日本銀行	5
	(2) 公益財団法人神奈川産業振興センター	6
	(3) 企業倒産件数	6
4	雇用情勢	7
	(1) 完全失業率	7
	(2) 有効求人倍率	8
	(3) 民間企業における障害者雇用状況	9
	(4) 外国人雇用状況	10

1 概況

(1) 全国

月例経済報告（令和 6 年 2 月）（内閣府）

景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。

- ・個人消費は、持ち直しに足踏みがみられる。
- ・設備投資は、持ち直しに足踏みがみられる。
- ・輸出は、このところ持ち直しの動きに足踏みがみられる。
- ・生産は、持ち直しに向かっていたものの、一部自動車メーカーの生産・出荷停止の影響により、このところ生産活動が低下している。
- ・企業収益は、総じてみれば改善している。
- ・雇用情勢は、改善の動きがみられる。
- ・消費者物価は、このところ緩やかに上昇している。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響 や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動 等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和 6 年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。

(2) 県内

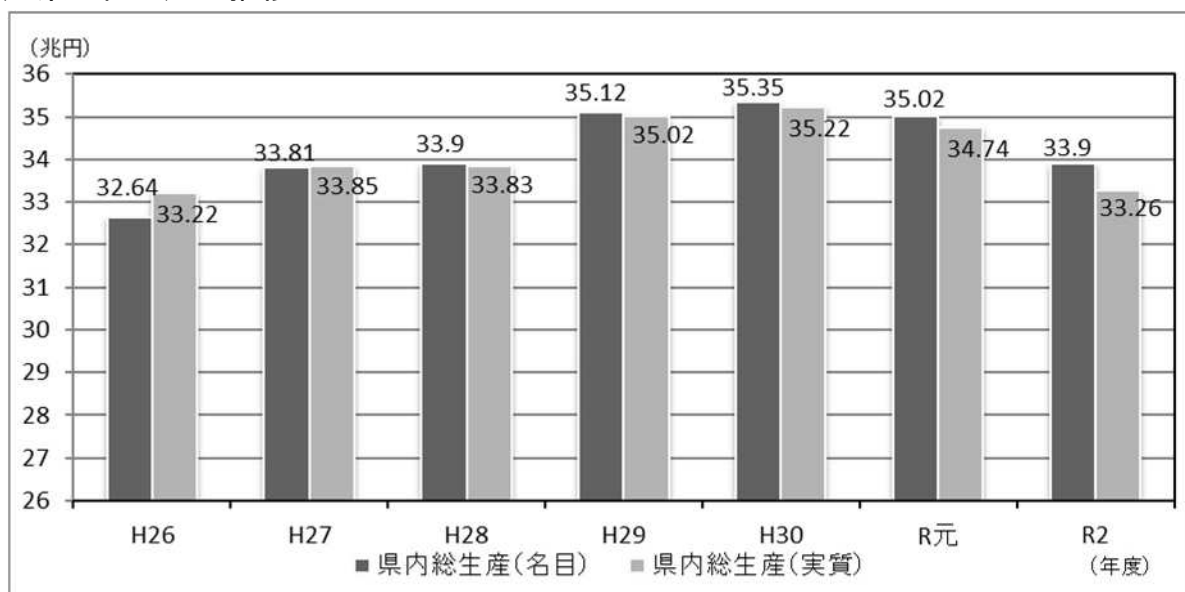
神奈川県金融経済概況（令和 6 年 2 月）（日本銀行横浜支店）

神奈川県の景気は、海外経済の回復ペース鈍化の影響 などを受けつつも、緩やかに回復している。

- ・個人消費 : 一部に弱めの動きもみられるものの、着実に回復している。
- ・設備投資 : 増加している。
- ・輸出 : 横ばい圏内の動きとなっている。
- ・生産 : 持ち直しの動きが一服している。
- ・雇用・所得環境 : 持ち直している。

2 経済動向

(1) 県内総生産の推移



出典：神奈川県「令和2(2020)年度神奈川県県民経済計算」

(2) 日本経済の見通し

区分	(対前年度比増減率、実質)		
	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度 (見通し)
国内総生産	1.5%	1.6%	1.3%
民間企業設備投資	3.4%	0.0%	3.3%

出典：「令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和6年1月26日閣議決定)

(3) 神奈川経済の見通し

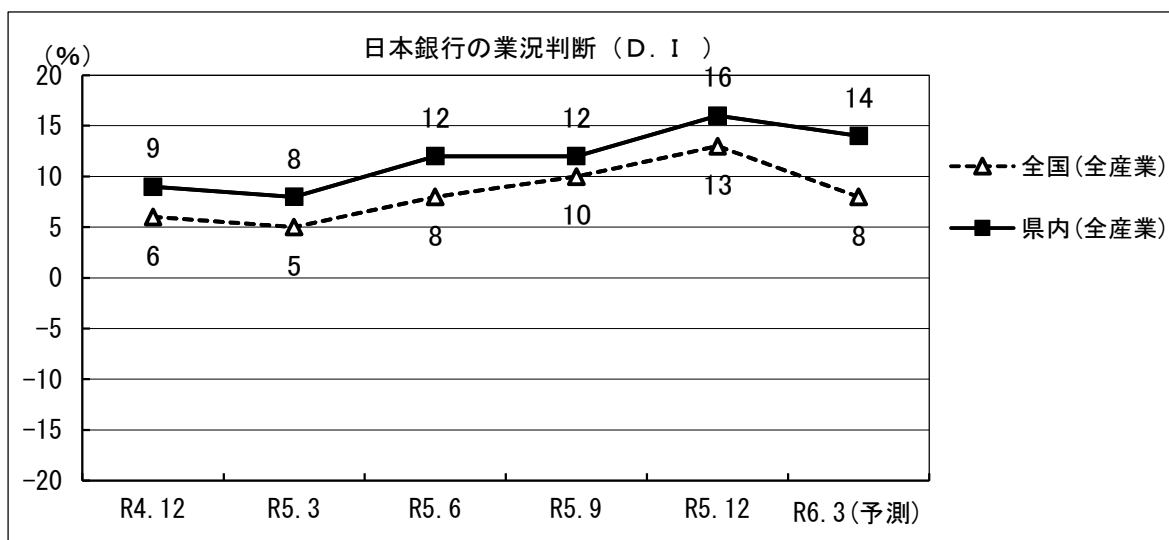
区分	(対前年度比増減率、実質)			
	令和3年度 (実績見込み)	令和4年度 (実績見込み)	令和5年度 (予測)	令和6年度 (予測)
県内総生産	2.7%	1.7%	1.1%	1.3%
設備投資	1.3%	3.9%	1.7%	2.4%

出典：株式会社浜銀総合研究所「2024年度の神奈川県内経済見通し」

3 景気動向

(1) 日本銀行(業況判断)

- ・全国の令和5年12月の全産業業況判断D.I.は、前回(令和5年9月)比で3ポイント上昇。
- ・県内の令和5年12月の全産業業況判断D.I.は、前回(令和5年9月)比で4ポイント上昇。

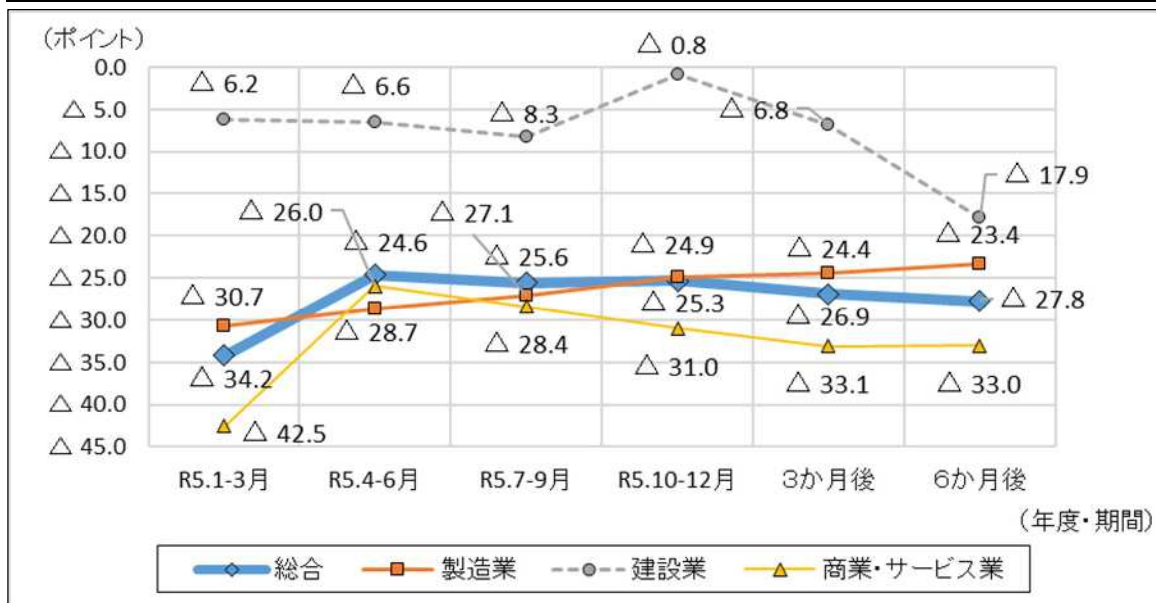


出典：日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2023年12月）」

日本銀行横浜支店「企業短期経済観測調査結果（2023年12月神奈川県分）」

(2) 公益財団法人神奈川産業振興センター（中小企業景気動向調査結果）

- ・ 県内の中小企業の今期（令和5年10月－12月期）の総合業況D. I. は、前期（令和5年7月－9月期）比で0.3ポイント上昇。



出典：公益財団法人神奈川産業振興センター「令和5年10－12月期中小企業景気動向調査結果」

(3) 企業倒産件数

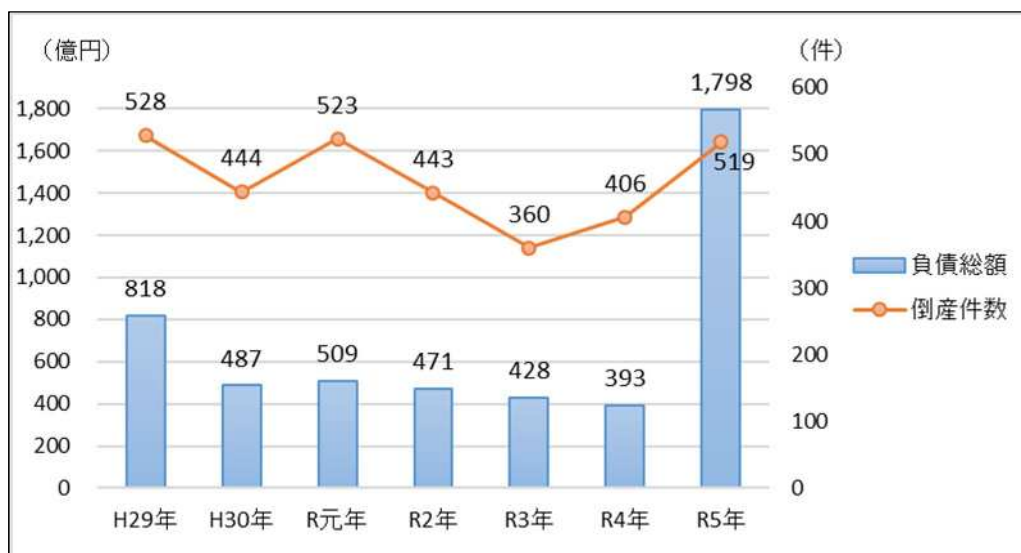
- ・ 県内の令和6年1月の倒産件数、負債総額は、ともに前月より減少。

(単位：件、億円)

	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	(R5.1)	R3年	R4年	R5年
全 倒産件数	793	807	810	701	570	6,030	6,428	8,690
全 負債総額	3,080	948	1,032	791	565	11,507	23,314	24,026
県 倒産件数	41	45	49	43	32	360	406	519
県 負債総額	34	26	92	59	37	428	393	1,798

出典：株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

県内企業倒産の推移



出典：株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

4 雇用情勢

(1) 完全失業率

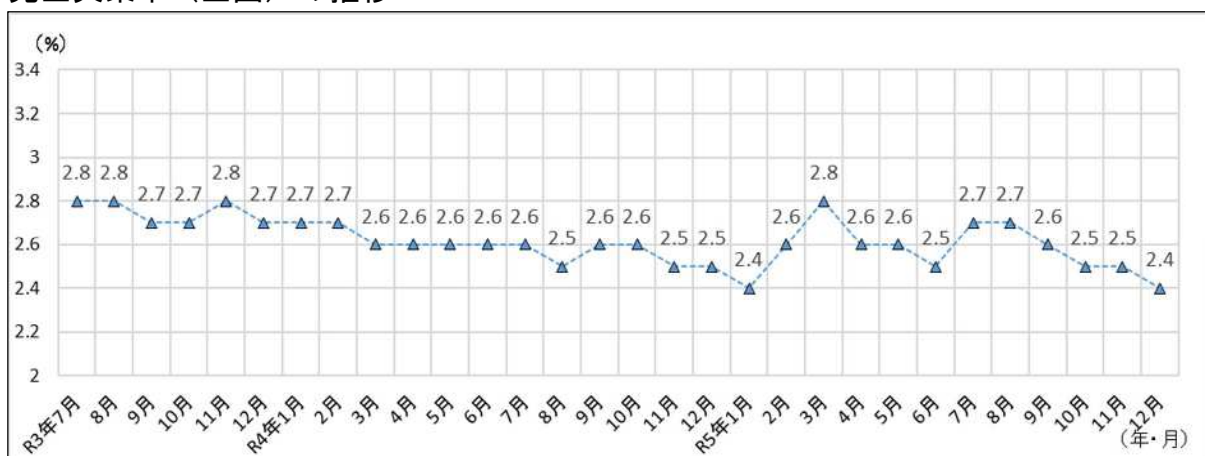
・全国の令和5年12月の完全失業率は、2.4%で前月比で0.1ポイント低下。

(単位：%)

	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R3年	R4年	R5年
全国	2.7	2.7	2.6	2.5	2.5	2.4	2.8	2.6	2.6
県内	3.0			(-)	(-)	(-)	3.0	2.8	(-)

出典：総務省「労働力調査」、神奈川県「労働力調査結果報告」

完全失業率（全国）の推移



出典：総務省「労働力調査」

(2) 有効求人倍率

・県内の令和5年12月の有効求人倍率は、0.89倍で前月比で0.03ポイント低下。

(単位：％)

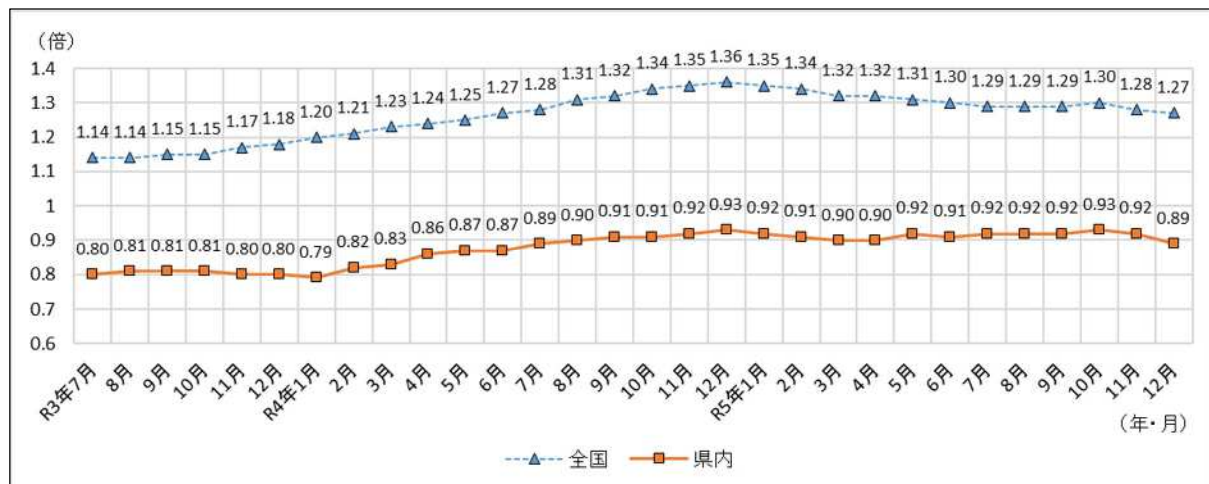
	R5. 9	R5. 10	R5. 11	R5. 12	R3年	R4年	R5年
全国	1.29	1.30	1.28	1.27	1.13	1.28	1.31
県内	0.92	0.93	0.92	0.89	0.79	0.87	0.91

※月次は季節調整値、年平均は実数。

出典：厚生労働省「一般職業紹介状況（令和4年6月分）について」

神奈川県労働局「神奈川労働市場月報（令和4年6月）」

有効求人倍率の推移



出典：厚生労働省「一般職業紹介状況（令和5年12月分）について」

神奈川県労働局「神奈川労働市場月報（令和5年12月）」

(3) 民間企業における障害者雇用状況

・県内の令和5年6月の実雇用率は、2.29%で前年比で0.09ポイント上昇。

(単位：％、人)

		H29.6	H30.6	R元.6	R2.6	R3.6	R4.6	R5.6
全国	実雇用率	1.97	2.05	2.11	2.15	2.20	2.25	2.33
	雇用されている障害者の人数※1 (実数)	495,795 (406,981)	534,770 (437,532)	560,609 (461,811)	578,292 (479,989)	597,786 (499,985)	613,958 (516,447)	642,178 (534,788)
県内※2	実雇用率	1.92	2.01	2.09	2.13	2.16	2.20	2.29
	雇用されている障害者の人数 (実数)	21,040 (17,621)	22,801 (18,921)	24,105 (20,160)	24,910 (21,016)	25,332 (21,629)	25,478 (21,816)	27,119 (22,824)

出典：厚生労働省「令和5年障害者雇用状況の集計結果」

神奈川労働局「令和5年障害者雇用状況の集計結果」

※1 「雇用されている障害者の人数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

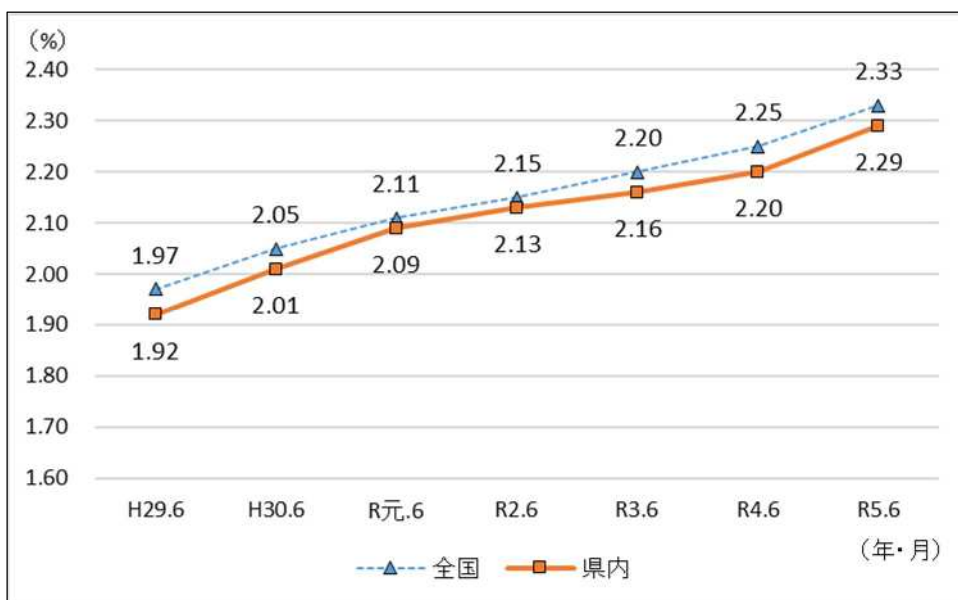
ただし、精神障害者である短時間労働者については、平成30年から令和4年までは、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

- ・報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ・報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

※2 県内の状況は、企業の主たる事務所所在地で集計したものである。

障害者雇用率の推移



出典：厚生労働省「令和5年障害者雇用状況の集計結果」

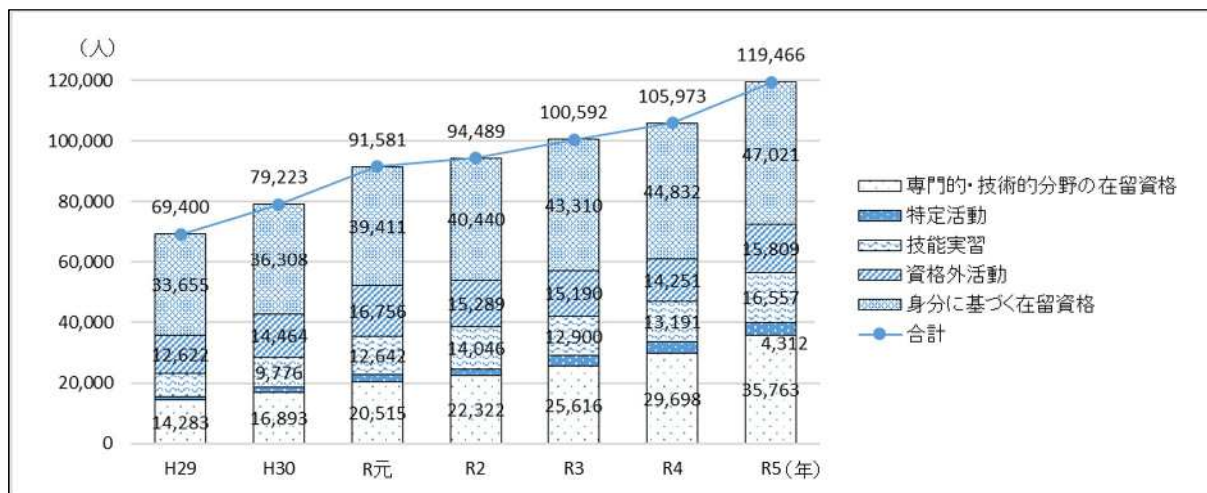
神奈川労働局「令和5年障害者雇用状況の集計結果」

(4) 外国人雇用状況

在留資格別外国人労働者数の推移（各年10月末現在）

（単位：人）

在留資格	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
専門的・技術的分野の在留資格	14,283	16,893	20,515	22,322	25,616	29,698	35,763 (29.9%)
うち特定技能	-	-	19	260	1,267	3,048	5,618 (4.7%)
特定活動	1,162	1,752	2,250	2,385	3,571	3,996	4,312 (3.6%)
技能実習	7,673	9,776	12,642	14,046	12,900	13,191	16,557 (13.9%)
資格外活動	12,622	14,464	16,756	15,289	15,190	14,251	16,809 (13.2%)
身分に基づく在留資格	33,655	36,308	39,411	40,440	43,310	44,832	47,021 (39.4%)
不明	5	30	7	7	5	5	4 (0.0%)
合計	69,400	79,223	91,581	94,489	100,592	105,973	119,466 (100.0%)

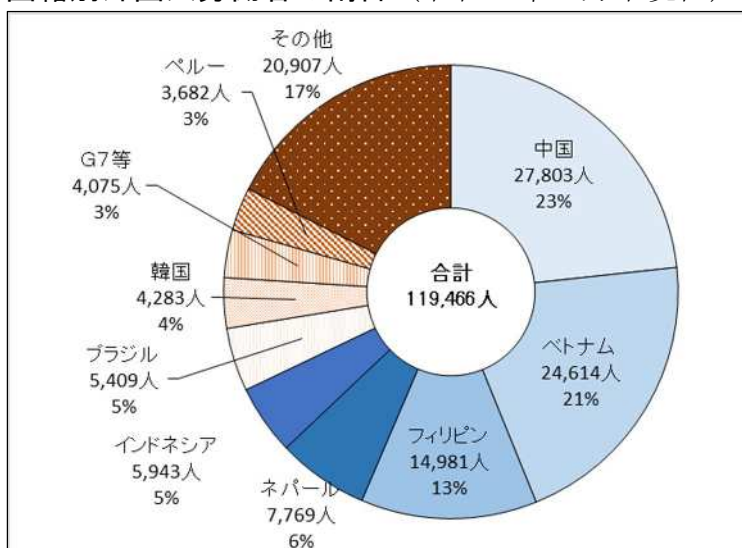


出典：神奈川県労働局「外国人雇用状況報告結果（令和5年10月末現在）」

*在留資格について

- ・「専門的・技術的分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師、特定技能等が該当する。
- ・「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うものである。
- ・「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの（原則週28時間以内）であり、留学生のアルバイト等が該当する。
- ・「身分に基づく在留資格」とは、我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。

国籍別外国人労働者の割合（令和5年10月末現在）



出典：神奈川県労働局「外国人雇用状況報告結果（令和5年10月末現在）」

神奈川県的主要労働施策の概要

就業支援の充実	
若年者の就業支援 資料 3	・かながわ若者就職支援センターにおける 39 歳までの若年者を対象としたキャリアカウンセリングやグループワークなどによる就業支援 ・就職氷河期世代（概ね 35 歳以上 55 歳以下）を対象とした「かながわジョブテラス」の開講や、合同就職面接会の開催などによる就業支援
中高年齢者の就業支援	・シニア・ジョブスタイル・かながわにおける 40 歳以上の中高年齢者を対象とした総合相談（キャリアカウンセリング）、専門相談、セミナーなどによる就業支援資料 3 ・高年齢者に臨時的・短期的・軽易な仕事を提供するシルバー人材センター事業の支援
障がい者の雇用促進・職業訓練資料 4	・障害者雇用促進センターにおける個別訪問や出前講座などによる中小企業等への支援 ・障がい者雇用に対する企業の理解を促進するためのフォーラムや障がい者雇用が進んでいない中小企業を対象とした企業交流会の開催などによる企業への普及啓発 ・国立県営神奈川障害者職業能力開発校における職業能力開発の実施
女性の就業支援資料 3	・かながわ女性キャリアカウンセリング相談室におけるキャリアカウンセリングや労働相談による、就業支援
安心して働ける労働環境の整備	
安心して働ける労働環境の整備	・労働相談の実施資料 5 や、誰もが多様で柔軟な働き方を選択して働くことのできる労働環境の整備の促進資料 7
産業・雇用の環境変化に対応した産業人材の育成	
企業や求職者のニーズに応じた人材育成 資料 6	・県立総合職業技術校などにおける職業訓練や在職者訓練の実施、訓練生の就職先開拓や就職支援 ・離職者などを対象とした民間教育機関等などを活用した訓練の実施
技術・技能の向上と技能に親しむ機運の醸成 資料 6	・中小企業の技能者などの育成・強化への支援 ・優れた技術・技能に身近に触れる機会や技能を競う機会の提供、技能者表彰の実施
留学生などの外国人材の受入れ資料 6	・将来のものづくりの担い手確保に向け、県立産業技術短期大学校に留学生を受け入れるなど、外国人材の育成

若年者、中高年齢者、女性への就業支援の取組

審議事項

- ・ 現在、県内では幅広い業種で人手不足が深刻化しており、その解消に向けて、潜在的な労働力である高齢者の活躍が期待されている。
- ・ これまで県では、「シニア・ジョブスタイル・かながわ」において、プラチナ世代専用窓口（65歳以上対象）のキャリアカウンセリングのほか、セミナー及び職場体験などの様々な取組により、高齢者の就業を支援している。
- ・ そこで、今後、高齢者への就業支援の取組を推進していくに当たり、施策に求める点、留意すべき点があれば、ご意見をいただきたい。

1 概況

失業率は、若年層が高い傾向にあり、令和4年の完全失業率は、全国、県内ともに「24歳以下」が最も高く、次いで「25歳から34歳」が高い状況である。

完全失業率

(単位：%)

		全国					県内				
		H30	R元	R2	R3	R4	H30	R元	R2	R3	R4
男女計	総数	2.4	2.4	2.8	2.8	2.6	2.3	2.1	2.9	3.0	2.8
	15～24歳	3.6	3.8	4.6	4.6	4.4	3.1	2.6	3.1	4.3	3.9
	25～34歳	3.4	3.2	3.9	3.8	3.6	3.2	2.6	3.8	3.6	3.4
	35～44歳	2.2	2.2	2.5	2.5	2.4	2.0	1.9	2.6	3.1	2.9
	45～54歳	2.0	2.0	2.3	2.4	2.1	2.0	2.0	2.9	2.5	2.3
	55～64歳	2.3	2.1	2.6	2.7	2.5	2.2	1.8	2.4	2.7	2.9
	65歳以上	1.5	1.5	1.7	1.8	1.6	1.9	2.0	2.1	2.2	1.7
男	総数	2.6	2.5	3.0	3.1	2.8	2.4	2.3	3.2	3.2	3.1
	15～24歳	4.1	3.9	5.0	5.1	4.9	3.6	2.8	3.3	5.3	4.6
	25～34歳	3.4	3.5	4.1	4.2	3.8	3.1	2.9	4.4	3.8	4.2
	35～44歳	2.3	2.1	2.7	2.5	2.4	2.0	1.7	2.6	3.2	3.1
	45～54歳	2.1	2.0	2.4	2.4	2.2	2.1	2.2	3.0	2.6	2.3
	55～64歳	2.5	2.4	2.9	3.1	2.7	1.9	1.9	2.8	2.8	3.2
	65歳以上	2.1	2.0	2.4	2.4	2.0	2.5	2.8	3.0	2.7	1.9
女	総数	2.2	2.2	2.5	2.5	2.4	2.2	1.9	2.4	2.8	2.5
	15～24歳	3.1	3.7	4.2	4.2	3.5	2.5	2.5	2.9	3.2	3.2
	25～34歳	3.3	2.9	3.7	3.3	3.2	3.3	2.0	2.9	3.4	2.6
	35～44歳	2.2	2.1	2.3	2.3	2.3	2.0	2.2	2.6	3.2	2.8
	45～54歳	2.0	1.9	2.3	2.3	2.0	2.1	1.8	2.8	2.5	2.3
	55～64歳	2.0	1.9	2.1	2.5	2.2	2.6	1.7	1.7	2.6	2.4
	65歳以上	0.8	0.8	1.1	1.1	1.1	0.9	0.9	1.3	1.4	1.9

2 かながわ若者就職支援センターにおける就業支援

39歳までの若年者を対象に、職業紹介機能を持つ国のハローワークと連携しながらキャリアカウンセリング等を実施することで、若年者のニーズに対応した、きめ細かな就業支援を推進している。

(1) 施設の概要

ア 開設日 平成 16 年 4 月 27 日
 イ 所在地 横浜市西区北幸 1-11-15 横浜 S T ビル 5 階
 ウ 開所時間 月曜日～土曜日 9:30～18:00 (日曜・祝日・年末年始休業)

(2) キャリアカウンセリング

経験豊富なキャリアカウンセラーが、担当制により、利用者一人ひとりの個性や経験、意欲等に応じて、相談を受け、アドバイスを行っている。

キャリアカウンセリング利用者数 (単位：人)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
延べ人数	7,038	5,895	6,744	6,296
実人数	1,435	1,219	1,245	1,191

(3) 就職等決定状況 (単位：人)

区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
就職者数等	798	526	617	532
職業訓練等	56	36	46	41
決定者数計	854	562	663	573

3 シニア・ジョブスタイル・かながわにおける就業支援

40 歳以上の中高年齢者を対象に、職業紹介機能を持つ国のハローワークと連携しながらキャリアカウンセリング等を実施することで、中高年齢者の多様なニーズに対応した、きめ細かな就業支援を推進している。

(1) 施設の概要

ア 開設日 平成 19 年 1 月 30 日
 イ 所在地 横浜市西区北幸 1-11-15 横浜 S T ビル 5 階
 ウ 開所時間 月曜日～土曜日 9:30～18:00 (日曜・祝日・年末年始休業)

(2) キャリアカウンセリング

経験豊富なキャリアカウンセラーが、担当制により、利用者一人ひとりのライフスタイルや働き方の希望を踏まえた相談に対応し、アドバイスを行っている。

キャリアカウンセリング利用者数 (単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延べ人数	6,272	5,491	6,989	7,043
実人数	2,312	1,843	2,086	2,148

(3) 就職等決定状況 (単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
就職者数等	925	762	954	934
職業訓練等	61	71	92	92
決定者数計	986	833	1,046	1,026

(4) プラチナ世代専用窓口

令和元年11月25日より65歳以上の方向けに専用窓口を設置して、経験豊富なキャリアカウンセラーが、担当制により、利用者一人ひとりのライフスタイルや働き方の希望を踏まえた相談に対応し、アドバイスを行っている。

キャリアカウンセリング利用者数 (※) (単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延べ人数	298	899	1,265	1,339
実人数	74	201	229	259

※ 上記3(2)の「キャリアカウンセリング利用者数」の内数

就職等決定状況 (※) (単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決定者数	—	157	204	203

※ 上記3(3)の「就職等決定状況」の内数

4 かながわ女性キャリアカウンセリング相談室における支援

子育てをしながらの就業を希望している方に対する職業紹介機能を持つ国の「マザーズハローワーク横浜」内に県が相談室を設け、就職や就業継続に関する悩みに対応したキャリアカウンセリング等を実施することで、女性の多様なニーズに対応した支援を実施している。

また、令和5年度は、地域出張相談の開催会場を増やすなど、相談窓口の強化を図っている。

(1) 相談室の概要

ア 開設日 平成 24 年 7 月 13 日
 イ 所在地 横浜市西区北幸 1-11-15 横浜 S T ビル 16 階
 マザーズハローワーク横浜内
 ウ 開所時間 月曜日～木曜日 8:30～18:00（日曜・祝日・年末年始休業）

(2) キャリアカウンセリング

経験豊富な女性キャリアカウンセラーが、相談者一人ひとりの状況を踏まえたきめ細かなアドバイスを行っている。

キャリアカウンセリング利用者数 (単位：人)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
延べ人数	515	567	679	774
実人数	169	145	184	209

(3) 就職決定状況 (単位：人)

区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
就職者数	39	51	34	43

5 就職氷河期世代への就業支援

雇用環境が厳しい時期に就職活動を行ったいわゆる就職氷河期世代（概ね 35 歳以上 55 歳以下）を対象に就職活動の基礎から実践まで体系的に学べる実習型プログラムを提供する「かながわジョブテラス」を開講するとともに、合同就職面接会を開催し、就職氷河期世代の採用に意欲的な企業等への就業を支援している。

また、県内企業の経営者・人事採用担当者を対象として、就職氷河期世代の採用意欲の喚起・向上を図る企業向けのオンラインセミナーを開催している。

(1) かながわジョブテラス（令和 3 年度～）

<かながわジョブテラスの実績>

区分	令和 3 年度	令和 4 年度
開講期数	2 期	3 期
参加者数	42 人	60 人
就職者数	22 人	40 人

(2) 合同就職面接会（令和２年度～）

＜合同就職面接会（かながわ正社員就職フェア）の実績＞

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度
開催回数	４回	５回	５回
参加者数	５１０人	６３２人	６７９人
就職者数	１８人	５１人	１０３人

(3) 企業向けセミナー（令和２年度～）

県内企業の経営者・人事採用担当者を対象として、就職氷河期世代を含む多様な人材を採用するメリットや企業での活用事例、就職氷河期世代の人材採用や受入れにおける留意点、採用後の定着・育成等について解説し、企業における就職氷河期世代の採用意欲の喚起・向上を図る企業向けのオンラインセミナーを実施している。

- ・ 令和２年度実施回数：４回
- ・ 令和３年度実施回数：４回
- ・ 令和４年度実施回数：２回

(4) 就職決定状況

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度
事業参加者数（延べ）	６３３人	８３３人	８７７人
事業求人企業数（延べ）	１８５社	２７３社	３５３人
就職者数（実数）	１８人	８５人	１５２人

6 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者をはじめとする失業者に対する就業支援

新型コロナウイルス感染症の影響による失業者等の就業を支援するため、合同就職面接会及びミニ企業相談会・面接会を開催している。

(1) 合同就職面接会（かながわ合同就職面接会）（令和２年度～）

５０社程度が参加する合同就職面接会を開催し、様々な企業への就業機会を提供している。

- ・ 令和２年度実施回数：１回
- ・ 令和３年度実施回数：４回
- ・ 令和４年度実施回数：４回

(2) ミニ企業相談会・面接会（令和２年度～）

２～３社が参加するミニ企業相談会・面接会を開催し、企業と求職者のミスマッチを防ぐとともに、双方の橋渡しを行っている。

- ・ 令和２年度実施回数：３０回

- ・ 令和 3 年度実施回数：40 回
- ・ 令和 4 年度実施回数：44 回

(3) 就職決定状況

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
事業参加者数（延べ）	265 人	750 人	895 人
事業求人企業数（延べ）	134 社	327 社	390 社
就職者数（実数）	9 人	58 人	66 人

障がい者雇用促進の取組

審議事項

- ・ 障がい者雇用については一定規模以上の企業に義務化されているが、令和5年6月1日現在、法定雇用率を達成している県内企業の割合は、半数以下の46.6%に留まっており、特に中小企業における取組が進んでいない。
- ・ 県では、神奈川労働局やハローワークと連携して、法定雇用率未達成の中小企業を訪問し、国の助成金や県の支援策を紹介するなどの雇用支援を行ってきたところであるが、令和6年度からは、企業に向けた障がい者の短期雇用体験などの新たな取組を開始する。
- ・ そこで、今後、障がい者雇用の促進に向けて、施策に求める点、留意すべき点があれば、ご意見をいただきたい。

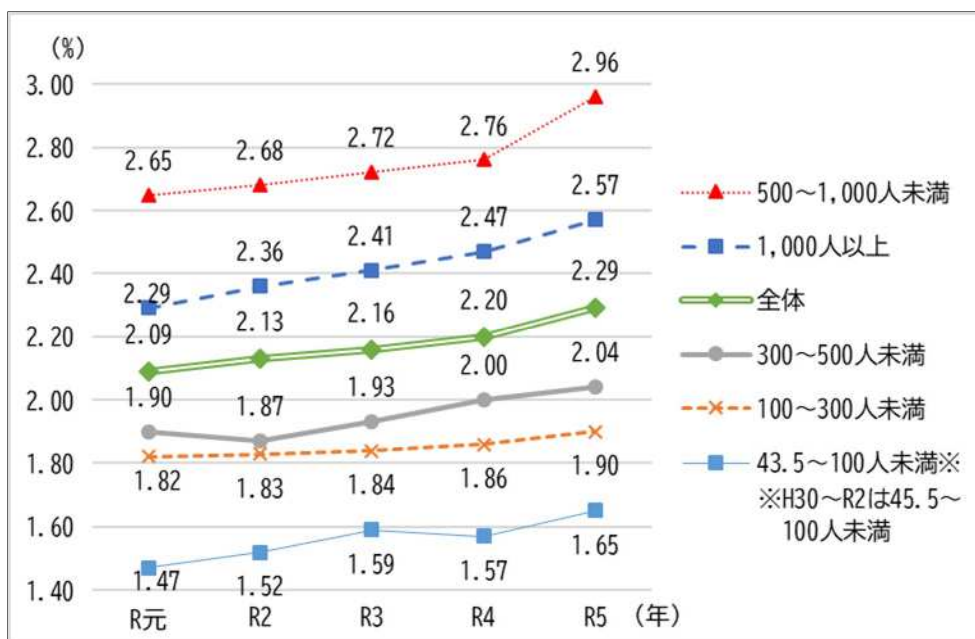
1 概況

県内民間企業の障がい者の雇用率は、年々増加しているものの、令和5年6月1日現在で2.29%と、法定雇用率2.3%を下回っており、特に中小企業における取組が進んでいない。

また、近年、求職者が増加している精神障がい者については、雇用後の職場定着が課題となっている。

こうした中、法定雇用率は、令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%と段階的に引き上げられることになっている。

県内民間企業（労働者数規模別）における障がい者の雇用率の推移



出典：神奈川労働局「障害者雇用状況の集計結果（令和元～5年）」

障がい種別平均勤続年数

障がい種別	身体	知的	精神
平均勤続年数	10年 2 月	7 年 5 月	3 年 2 月

出典：厚生労働省「平成 30 年度障害者雇用実態調査（令和元年 6 月 25 日公表）」

2 主な取組

(1) 中小企業等への個別支援

障害者雇用促進センターが、個々の企業の障がい者雇用に向けた取組状況に合わせ、きめ細かな支援を行っている。

ア 障害者法定雇用率未達成企業等への個別訪問

神奈川労働局・ハローワークと連携して、障害者法定雇用率未達成の中小企業等を個別訪問し、障がい者雇用への理解促進を図るとともに、国の助成金や県の支援策の紹介等を行っている。

訪問件数 (単位：件)

令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1, 132	697	537	799

イ 出前講座

企業からの要請により職員が訪問し、経営者や従業員を対象に、障がい特性等の基礎知識、職場定着に向けた配慮、職場の対応事例など、ニーズに合わせた出前講座を実施している。

実施回数 (単位：回)

令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
42	26	41	28

ウ 社会保険労務士による相談支援

企業からの要請により、社会保険労務士を派遣し、就業規則や労務管理等に関する助言等を行っている。

実施回数 (単位：回)

令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
5	11	3	2

(2) 企業への普及啓発等

ア 研修等

企業の経営者や人事担当者等を対象に、障がい者雇用への理解を深め、自社での雇用イメージを持てるよう、研修等をオンライン形式も取り入れて実施している。

実施件数 (単位：件)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
12	4	7	8

イ かながわ障害者雇用優良企業の認証等

障がい者雇用に積極的に取り組む中小企業が、社会的に評価される仕組みをつくるため、障害者雇用率4.0%以上の中小企業を「かながわ障害者雇用優良企業」として認証し、障害者雇用率3.0%以上の中小企業を「かながわ障害者雇用ハート企業」として公表している。

かながわ障害者雇用優良企業認証件数（累計）（単位：件）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
62	71	76	90

かながわ障害者雇用ハート企業公表件数（累計）（単位：件）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
47	73	99	106

ウ 障害者雇用率制度対象企業へのダイレクトメールの送付

法定雇用率の段階的な引上げを踏まえ、神奈川労働局との連名により、障がい者雇用に係る支援窓口（ハローワーク、障害者雇用促進センター）などを案内するダイレクトメールを法定雇用率未達成の県内企業（約2,700社）に送付。

(3) 企業への補助事業

ア 精神障がい者を雇用する中小企業への補助

精神障がい者を雇用して1年以内の中小企業が、雇用した障がい者へ業務指導を行い、職場での相談に対応する職場指導員を設置する場合に、その費用の一部を補助している。

交付決定件数 (単位：件)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
13	13	13	16

イ 特例子会社・特定組合等設立支援補助金

障がい者の就労の場の拡大を図るため、県内に特例子会社や特定組合等（算定特例となる事業協同組合等）を設立しようとする事業主に対し、設立プラン策定に要する経費等を補助する。（令和2年度新規事業）

設立計画書提出件数 (単位：件)

令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	2	0

(4) 障がい者就労支援機関への支援

障がい者の就労に向けた準備を整えるため訓練等を行っている障がい者就労支援機関に対し、支援を行っている。

ア 職業能力評価

障害者雇用促進センターが、障がい者の適性を把握し、適切な就労につなげるため、就労支援機関からの依頼による職業能力評価を実施している。

受付件数 (単位：件)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
153	105	108	121

イ 研修

障がい者就労支援機関の支援力の向上に関する研修のほか、主に精神障がい者を対象とした職場定着支援ツール（K－S T E P）を紹介する研修等をオンライン形式も取り入れて実施している。

実施件数 (単位：件)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
8	7	9	11

3 令和6年度からの新たな取組

㊦ 障害者就労推進費

(1) 目的

企業、障がい者及び就労支援機関に対して、マッチングの機会等を提供するため、雇用を前提としない体験実習や、L I N Eを活用した就労支援情報のプッシュ配信を行う。また、障がい者の多様な働き方や活躍の場をつくるため、企業におけるテレワーク雇用を伴走支援するとともに、障がい特性に合わせたコミュニケーションツールの導入に対して補助する。

(2) 予算額

2, 9 6 4 万円

(3) 事業内容

ア 障害者雇用開拓・体験実習支援事業

企業に対し、障がい者雇用への理解促進と雇用意欲の醸成を図るため、雇用を前提としない体験実習と、当該実習を見学する場を提供する。

イ 障害者就労サポートシステム事業

障がい者の就労支援に関する情報を分かりやすくタイムリーに提供するため、障がい者・企業・就労支援機関等に向けた情報を、L I N Eを活用し、ワンストップかつプッシュ型で配信する。

ウ 障害者のテレワーク推進事業

身体的、精神的な理由で出社が困難な障がい者の多様な働き方や活躍の場をつくるため、企業におけるテレワーク雇用を導入から定着まで伴走支援するとともに、仮想オフィスツールや分身ロボットといった障がい特性に合わせたコミュニケーションツールの導入経費の一部を補助する。

労働相談の取組

労働者や使用者が抱える労働問題の解決を支援するため、かながわ労働センター及び川崎、県央、湘南の各支所において、電話や面談による労働相談を実施している。

1 令和4年度の労働相談の実績

(1) 相談件数

相談件数は11,727件で、前年度と比較して1,065件(8.3%)減少した。

(単位：件、%)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	12,480	12,792	11,727
対前年度比	96.4	102.5	91.7

(2) 相談者の状況

労使別の状況は、労働者からの相談が9,610件(全体の81.9%)、非正規雇用労働者からの相談件数は3,889件(同33.2%)であった。

男女別の状況は、女性からの相談が6,820件(同58.2%)、男性からの相談が4,907件(同41.8%)であった。

(単位：件、%)

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
労働者	10,652	85.4	10,552	82.5	9,610	81.9
正規雇用労働者	5,742	46.0	5,903	46.1	5,721	48.8
非正規雇用労働者	4,910	39.3	4,649	36.3	3,889	33.2
使用者	912	7.3	801	6.3	681	5.8
その他(求職者、失業者等)	916	7.3	1,439	11.2	1,436	12.2
合計	12,480	100.0	12,792	100.0	11,727	100.0
男性	5,277	42.3	5,479	42.8	4,907	41.8
女性	7,203	57.7	7,313	57.2	6,820	58.2
合計	12,480	100.0	12,792	100.0	11,727	100.0

(3) 相談内容

相談内容は、最も多い項目が「労働契約の終了」2,694件（14.4%）で、次いで「職場の人間関係」2,377件（12.7%）、「労働時間」2,064件（11.0%）で、この上位3項目で全体の38.1%を占めた。

（単位：件、%）

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
労働条件	11,665	57.8	11,441	55.3	9,810	52.5
労働契約の終了（解雇・雇止め等）	3,470	17.2	3,158	15.3	2,694	14.4
労働時間	2,010	10.0	2,195	10.6	2,064	11.0
賃金	2,831	14.0	2,289	11.1	1,933	10.3
労働契約・就業規則等	1,199	5.9	1,295	6.3	1,131	6.0
その他労働条件	2,155	10.7	2,504	12.0	1,988	10.8
雇用保険・労災保険	1,269	6.3	1,078	5.2	1,081	5.8
健康保険・年金保険	753	3.7	948	4.6	1,112	5.9
職場の人間関係（ハワハラ等）	2,378	11.8	2,611	12.6	2,377	12.7
その他（人員整理、合理化、税金等）	4,132	20.5	4,618	22.3	4,312	23.1
合計※1	20,197	100.0	20,696	100.0	18,692	100.0

※1 1件で複数の相談内容があるため、(2)と(3)の合計は一致しない。

(4) あっせん指導の状況

問題解決に向けた労使間の仲介や和解等を行うあっせん指導は45件で、内容は、「解雇・退職」が17件で最も多かった。

（単位：件、%）

区分		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
総数		52	100.0	67	100.0	45	100.0
内容別	解雇・退職	22	42.3	27	40.3	17	37.8
	賃金	5	9.6	8	11.9	6	13.3
	その他	25	48.1	32	47.8	22	48.9
処理別	解決	36	69.2	39	58.2	33	73.3
	打切り	13	25.0	28	41.8	12	26.7
	継続	3	5.8	0	0.0	0	0.0

(5) 外国人からの労働相談の状況

外国人労働者の労働問題等について、専門相談員（大学教員や弁護士）が通訳とともに相談に応じる外国人労働相談は、366 件であった。

言語別の状況は、スペイン語による相談が 173 件（全体の 47.3%）、ポルトガル語が 81 件（同 22.1%）、中国語が 64 件（同 17.5%）、ベトナム語が 48 件（同 13.1%）であった。

相談内容は、最も多い項目が「社会保険」146 件（全体の 25.6%）で、次いで「賃金」66 件（同 11.6%）、「労働時間」60 件（同 10.5%）であった。

ア 外国人労働相談件数 （単位：件、%）

窓口	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
中国語	145	30.7	64	17.4	64	17.5
ポルトガル語	113	23.9	110	30.0	81	22.1
スペイン語	193	40.8	159	43.3	173	47.3
ベトナム語	17	3.6	34	9.3	48	13.1
その他※ 2	5	1.1	0	0.0	0	0.0
合計※ 3	473	100.0	367	100.0	366	100.0

※ 2 出張して外国人からの労働相談に応じたもの

イ 国籍別外国人労働相談件数 （単位：件、%）

国籍	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
中国	144	30.4	61	16.6	55	15.0
ブラジル	127	26.8	99	27.0	77	21.0
ペルー	154	32.6	141	38.4	152	41.5
ベトナム	17	3.6	32	8.7	42	11.5
その他	31	6.6	34	9.3	40	10.9
合計※ 3	473	100.0	367	100.0	366	100.0

ウ 外国人労働相談内容 （単位：件、%）

区分	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
労働契約	22	3.0	18	3.2	22	3.9
賃金	148	20.2	64	11.4	66	11.6
労働時間	42	5.7	53	9.5	60	10.5
解雇・雇止め	61	8.3	49	8.8	25	4.4
退職	30	4.1	36	6.4	46	8.1
安全衛生・労働災害	22	3.0	19	3.4	7	1.2
社会保険	197	26.9	114	20.4	146	25.6
雇用（求職）	10	1.4	4	0.7	10	1.8
その他	200	27.3	202	36.1	189	33.1
合計※ 3	732	100.0	559	100.0	571	100.0

※ 3 1 件で複数の相談内容があるため、ア及びイの合計とウの合計は一致しない。

2 新型コロナウイルス感染症関連の相談

(1) 相談件数及び相談内容

令和4年度の労働相談のうち、新型コロナウイルス感染症関連の相談は870件（構成比7.4%）であった。

相談内容は、労働者からの相談のうち「保険」に関するものが175件（構成比20.1%）と、最も多かった。

（単位：件、%）

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
労働者	2,617	89.6	1,114	87.2	762	87.6
休業	1,163	39.8	436	34.1	146	16.8
解雇・雇止め	427	14.6	83	6.5	24	2.8
安全衛生	235	8.0	82	6.4	41	4.7
保険	13	0.4	49	3.8	175	20.1
その他	779	26.7	464	36.3	376	43.2
使用者	305	10.4	163	12.8	108	12.4
休業	197	6.7	56	4.4	32	3.7
その他	108	3.7	107	8.4	76	8.7
合計	2,922	100.0	1,277	100.0	870	100.0

(2) コロナ110番の設置

令和2年4月の緊急事態宣言後に、店舗の休業等に関する相談が急激に増えたため、同年7月1日からコロナ労働相談110番を設置している。

令和4年度の相談件数は346件^{※4}であった。

※4 上記2(1)新型コロナウイルス感染症関連の相談件数870件の内数。

（参考）労働相談事業の実施機関等

相談事業	実施機関等	対応者
一般労働相談	かながわ労働センター及び各支所	職員
出張労働相談	かながわ労働センター及び各支所	職員
日曜労働相談	かながわ労働センター	職員
夜間労働相談	かながわ労働センター及び川崎支所	職員
街頭労働相談	主要な駅前、市役所等	職員、社会保険労務士等
外国人労働相談	かながわ労働センター及び県央支所	専門相談員、通訳
弁護士労働相談	かながわ労働センター及び各支所	弁護士
メンタルヘルス相談	かながわ労働センター	カウンセラー
女性のための労働相談	マザーズハローワーク横浜	女性職員及び女性弁護士
	マザーズハローワーク相模原	女性弁護士

産業人材の育成の取組

1 企業や求職者のニーズに応じた人材育成の取組

○総合職業技術校等における職業訓練の取組

企業や求職者のニーズに応じた職業能力開発を行った。

(1) 総合職業技術校における就職者数と修了者の3ヶ月後の就職率

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
就職者数	659 人	726 人	644 人
就職率	90.9%	93.2%	93.2%

※就職者数は就職中退を含む。

(2) 民間教育訓練機関等への委託訓練における就職者数と修了者の3ヶ月後の就職率

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
就職者数	1,169 人	979 人	909 人
就職率	70.8%	69.5%	77.0%

※就職者数は就職中退を含む

(3) 総合職業技術校等における在職者訓練の受講者数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受講者数	2,738 人	4,341 人	4,085 人

2 技術・技能の向上と技能に親しむ機運の醸成の取組

(1) 中小企業事業内訓練費補助事業

中小企業主及びその団体等が労働者の職業に必要な能力を開発及び向上させるために行う認定職業訓練（職業能力開発促進法第24条第1項）について、指導員手当、建物の借上経費、教材費等の運営費等を補助している。

ア 補助対象要件

- ・ 長期間の訓練課程においては、単独訓練では訓練生3人以上、共同訓練においては1訓練科につき3人以上であること。
- ・ 短期間の訓練課程においては、1コースあたり1人以上であること

イ 補助率

補助対象経費の2/3以内（県1/3・国1/3）

ウ 補助実績

年度		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
交付企業 ・団体数	普通課程	5	5	5	5	5
	短期課程	21	21	20	21	19
	合計	26	26	25	26	24

(2) 技能尊重促進事業

本県のものづくり産業を持続・発展させていくため、神奈川県技能士会連合会が実施する技能コンクール及び手工業系技能者職場体験、職業講話・実演・体験に係る事業費を補助している。

ア 技能コンクール

県内の中堅技能者を対象に、互いの技能を切磋琢磨する機会をつくり、一層の技能向上を図るとともに、広く県民に技能尊重気運を醸成し、優れた技能が次の世代に発展・継承される社会を目指すため、実施している。

(令和4年度)

- ・実施日数：1日（令和4年10月）
- ・実施場所：産業技術短期大学校 東キャンパス
- ・実施職種：5職種（左官、建築大工、表具、畳製作、内装仕上げ施工）

イ 手工業系技能者職場体験、職業講話・実演・体験

手工業系分野の後継者の発掘と育成、技能の次世代への継承、産業振興や就業対策につなげるため、手工業系の業種に興味がある中学生・高校生を対象とした職場体験や、ものづくりに対する理解の促進を図るため、職業講話・実演・体験を実施している。

(実績)

(単位：人)

年度		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
参加人数	職場体験	201	237	1	22	50
	職業講話	—	—	—	360	952

※令和2・3年度の職場体験は、新型コロナウイルス感染症の影響で規模縮小

※令和3年度から職業講話・実演・体験を実施

(3) 技能者等表彰事業

技能・人格ともに優秀である技能者を表彰し、その功績をたたえることにより、広く、社会一般に技能尊重気風の普及啓発を図り、もって技能者の社会的地位及び技能水準の向上を図ることを目的として、知事表彰を実施している。

○技能者等表彰

卓越技能者、優秀技能者、青年優秀技能者の表彰とともに、認定職業訓練実施優良事業所・団体、及び技能検定推進優良事業所・団体の表彰を併せて行っている。

(実績)

年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
被表彰者数	155	178	161	172	165

このほか、全国大会における成績優秀者を表彰することとし、技能グランプリ、技能五輪・障害者技能競技大会（全国大会及び国際大会）での入賞者を特別優秀技能者として表彰している。

3 留学生などの外国人材の受入れ

○産業技術短期大学校における外国人留学生の受入れ

将来のものづくりの担い手確保に向け、産業技術短期大学校において、令和2年4月から外国人留学生の受入れを開始した。

産業技術短期大学校への留学生の入校者数

年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
入校者数	10 人	10 人	8 人	8 人

労働力不足への支援の取組

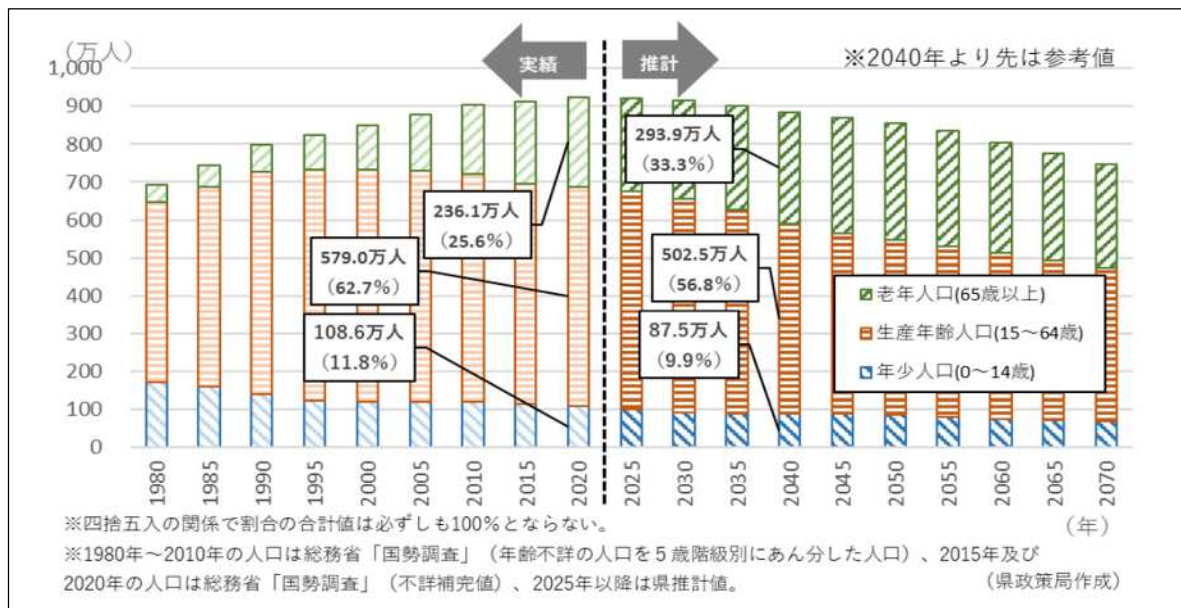
審議事項

- ・ 少子高齢化による生産年齢人口の減少や、新型コロナウイルスの影響が薄れ、経済活動の正常化により景気回復が進む状況において、企業における労働力不足（人材の確保）が課題となっている。
- ・ このことから、県では、労働力不足の支援策として、2 (1)～(4)の事業を新たに実施する予定である。
- ・ そこで、各事業を実施するに当たり、施策に求める点、留意すべき点があれば、ご意見をいただきたい。

1 労働力不足の状況

(1) 生産年齢人口

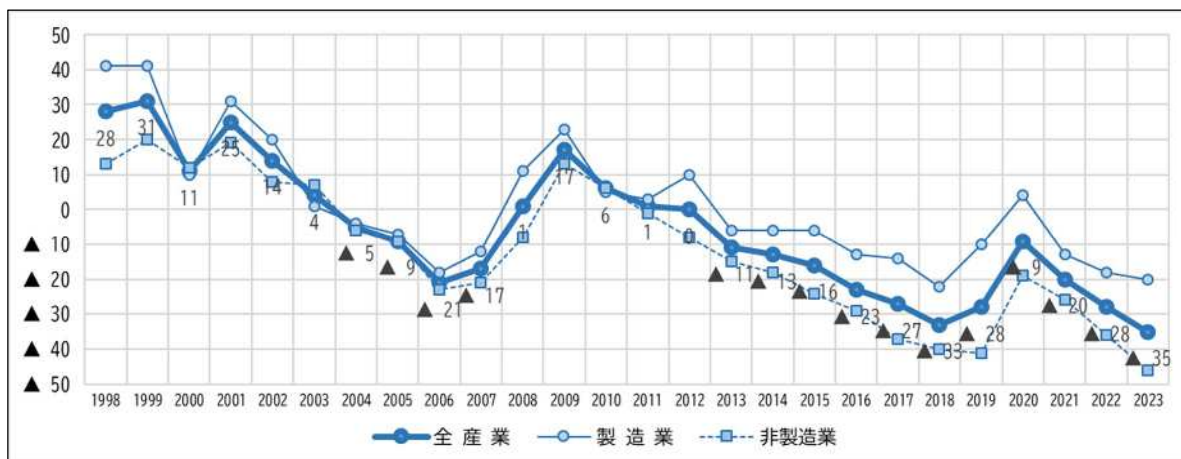
神奈川の生産年齢人口（15～64 歳）は、2020 年には 579 万人だったが、県の将来人口推計（中位推計）では、2040 年には 502.5 万人になることが見込まれる。



出典：神奈川県「新かながわグランドデザイン(仮称)基本構想素案」

(2) 雇用人員判断の推移

日本銀行横浜支店の短観における県内企業の雇用人員の過不足についての判断によると、2023 年 12 月は全産業が△35、製造業が△20、非製造業が△46 で、マイナス幅はいずれも過去最高の水準になっている。



出典：日本銀行横浜支店「企業短期経済観測調査結果（各年12月神奈川県分）」

(3) 完全失業率・有効求人倍率

全国の完全失業率は回復傾向にあり、また、神奈川県の有効求人倍率は上昇傾向にある。

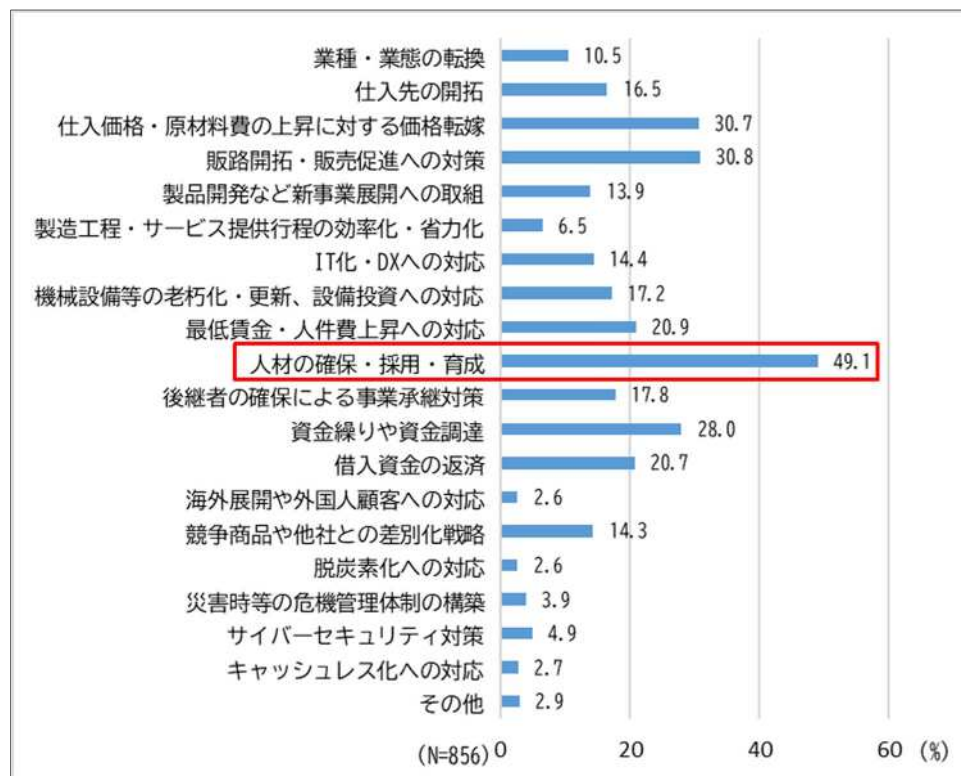


出典：神奈川県労働局「神奈川県労働市場月報」、総務省「労働力調査」

(4) 中小企業における経営課題

県が令和4年度に、中小企業を対象に実施したアンケート結果によると、現在重視している経営課題は「人材の確保・採用・育成」が49.1%で、平成30年度（63.9%）、令和元年度（56.3%）に引き続き3回連続で最も高くなっており、多くの中小企業にとって、人材の確保や育成が継続的な課題であることがうかがえる。

中小企業が重視している経営課題



出典：神奈川県「令和4年度神奈川県中小企業・小規模企業経営課題等把握事業結果」

2 労働力不足への支援（令和6年度）

(1) 職場環境整備促進事業費

ア 目的

仕事と育児や介護等を両立できる職場環境の整備や、男性の育児休業取得促進に取り組む企業に奨励金を交付することにより、ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍を推進する。

イ 予算額

1億7,760万円

ウ 事業内容

仕事と育児や介護等を両立できる職場環境の整備や、男性の育児休業取得促進に取り組む中小企業を対象に、奨励金を交付する。

コース	主な交付要件	交付金額
仕事と育児の両立	・ 県主催セミナーへの参加 ・ 仕事と育児の両立に資する制度の創設 ・ 社内研修の実施	20 万円
仕事と介護の両立	・ 県主催セミナーへの参加 ・ 社内における実態把握調査の実施 ・ 社内への相談窓口の設置 ・ 社内研修の実施	40 万円
仕事と不妊治療等の両立	・ 県主催セミナーへの参加 ・ 社内における実態把握調査の実施 ・ 仕事と不妊治療等の両立に資する制度の創設 ・ 社内への相談窓口の設置 ・ 社内研修の実施	20 万円
男性育児休業取得促進	・ 子の出生後 2 歳に達するまでの間に男性従業員が育児休業を取得 ・ 育児休業終了後に原職復帰して 1 か月以上雇用 (交付金額) 育児休業期間 10 日以上 30 日未満 : 20 万円 育児休業期間 30 日以上 : 50 万円	〔 左記 〕 〔 参照 〕

(2) 人手不足業種就業支援事業費

ア 目的

求職者と企業のマッチングの機会を提供することにより、人手不足業種の企業の人材確保を支援する。

イ 予算額

4, 210 万円

ウ 事業内容

人手不足業種を対象に、求職者にはその仕事の魅力を伝えるセミナーを、企業には求職者の希望する働き方などのセミナーを実施し、双方のニーズに対する理解を深めた上で面接会を開催する。また、面接会での就職者と採用企業に対して、職場定着を支援するため、キャリアカウンセラーが双方の相談に応じるフォローアップを実施する。

(3) リスキリング人材育成事業費

ア 目的

企業内のD X人材等の育成や業務の効率化、新規事業等への人材の再配置を推進するため、中小企業の従業員にリスキリングの機会を提供する。

イ 予算額

1 億 3, 0 0 0 万円

ウ 事業内容

- ・ 企業における人材育成や経営上の課題を把握した上で、従業員のスキルに合わせた最適な学習カリキュラムを策定する。
- ・ 学習カリキュラムに対応したオンデマンド型オンライン講座を提供し、中小企業のリスキリングを支援する。

(4) 外国人労働者職場環境整備促進事業費

ア 目的

外国人労働者が働きやすい職場環境の整備に取り組む企業に奨励金を交付すること等により、外国人労働者が安心して働ける労働環境の整備を促進する。

イ 予算額

1, 3 1 5 万円

ウ 事業内容

- ・ 外国人労働者が働きやすい職場環境の整備に取り組む中小企業を対象に、奨励金を交付する。

主な交付要件	交付金額
・ 主催セミナーへの参加 ・ 就業規則等社内規程の多言語化	20 万円
(上記に加え、次のいずれかの取組を実施した場合に加算) ・ 外国人労働者のための雇用労務責任者の選任 ・ 外国人労働者のための苦情・相談体制の整備 ・ 一時帰国休暇制度の創設 ・ 社内マニュアル・標識類等の多言語化	20 万円

- ・ 中小企業で働く外国人労働者を対象に日本語教室を開催する。

神奈川県労働審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）により設置された神奈川県労働審議会の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 神奈川県労働審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

- (1) 労使関係の安定に関すること。
- (2) 労働教育に関すること。
- (3) 労働福祉の向上に関すること。
- (4) 雇用に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、学識経験のある者のうちから委嘱された審議会の委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

(委員)

第4条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 労働者を代表する者
- (2) 使用者を代表する者
- (3) 学識経験のある者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(部会)

第5条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を分掌させるため部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、審議会の議を経て会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する学識経験のある者のうちから委嘱された委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

(会議)

第6条 会議は、審議会にあつては会長が、部会にあつては部会長が招集する。

- 2 会議は、所属する委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。この場合審議会の会議にあつては、第4条第1項各号の委員が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、産業労働局労働部雇用労政課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 神奈川県労働教育審議会規則（昭和25年4月神奈川県規則第26号）は、廃止する。

附 則（昭和32年8月9日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和36年3月20日規則第13号）

この規則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日規則第29号）

- 1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在職する委員の任期は、改正後の神奈川県労働審議会規則第4条第2項本文の規定にかかわらず、昭和55年7月15日までとする。

附 則（平成11年3月31日規則第28号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、神奈川県部設置条例等の一部を改正する条例（平成10年神奈川県条例第42号）の施行の日〔平成11年6月1日〕から施行する。（後略）

附 則（平成15年3月11日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第11号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成22年3月30日規則第16号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(様式の作成に係る経過措置)

- 70 この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成25年3月29日規則第42号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月31日規則第8号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年6月1日から施行する。

神 奈 川 県 労 働 審 議 会 委 員 名 簿

令和 6 年 3 月 26 日現在

	氏名	役職	出欠予定
学識経験者委員	にし の ふみこ 西野 史子	一橋大学大学院社会学研究科 教授	○
	まつもと いくこ 松本 育子 【副会長】	川崎北合同法律事務所 弁護士	○
	やまぐち み つ お 山口 美津夫	神奈川県議会 議員	欠
	やまもと けいこ 山本 圭子 【会長】	法政大学法学部 兼任講師	○
	わき れいこ 脇 礼子	神奈川県議会 議員	○
労働者代表委員	あ べ よしひろ 阿部 嘉弘	日本労働組合総連合神奈川県連合会 事務局長	○
	いまむら れい 今村 玲	神奈川県高等学校教職員組合 書記次長	○
	すみや かずのり 住谷 和典	神奈川県労働組合総連合 議長	○
	たかはし しん ご 高橋 慎吾	全日本自動車産業労働組合総連合会神奈川地 方協議会 議長	○
	なか まさゆき 仲 政幸	住友重機械労働組合連合会横須賀地方本部 執行委員長	○
	はぎわら ちかこ 萩原 周子	全日本自治団体労働組合神奈川県本部 特別中央執行委員	○
使用者代表委員	きくち としゆき 菊地 敏幸	株式会社エヌエスケーエンタープライズ 代表取締役	○
	しみず ち か こ 清水 智華子	日総ブレイン株式会社 相談役	○
	ひらの けんたろう 平野 健太郎	株式会社日立製作所人財統括本部 デジタルシステム&サービス人事総務本部担当本部長	○
	ふたみ み の る 二見 稔	一般社団法人神奈川県経営者協会 専務理事	○
	むらき かおる 村木 薫	和光交通株式会社 代表取締役	○

*使用者代表委員 1 名については、現在、欠員中。(令和 6 年 6 月に委嘱予定)